

受給には  
申請手続きが  
必要です

地域を支える医療福祉施設等事業者の  
皆様に応援します！

医療・福祉施設等

# 物価高騰対策 支援金のご案内

申請受付期間

令和5年

6月20日(火)~7月19日(水)

令和5年

当日消印  
有効

原油や原材料価格の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、医療施設等、高齢者施設等、障害児者施設等、保護施設、児童入所施設等、保育施設、公衆浴場を対象に、支援金を支給いたします。(裏面をご参照ください)

支給対象者

所在地が青森県内にあり、令和5年4月1日時点で事業を実施している医療・福祉施設等事業を実施していない(休止含む)医療・福祉施設等は支給対象外になりますのでご注意ください

申請書類

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書(様式第1号)

申請方法

以下の2種類の書類をご準備いただき、申請書提出先となる「医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局」まで、郵送又は下記事務局ホームページ申請フォームにより提出ください。

①医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書(様式第1号)

②振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

※預金通帳等の写し:通帳表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

※申請フォームでの提出の場合は、写真データによる提出可。

※支援金支給通知ですが、法人単位で申請された方も施設単位での支給通知となりますので、ご了承ください。

問い合わせ・申請書提出先

医療・福祉施設等物価高騰対策支援金事務局

県事業受託者:株式会社ジェイアール東日本企画・株式会社日専連ホールディングス

コールセンター

0120-050013

受付時間/9:00~17:00 ※土日・祝祭日を除く

〒030-8691 青森中央郵便局 郵便私書箱第12号(株式会社日専連ホールディングス)

青森県 医療・福祉施設 支援金

検索

事務局  
ホームページは  
こちらから



FAQは  
こちらから



# 支給金額

区分				支給金額(1医療・福祉施設等当たり)		
				固定支給額	単価支給額	
医療施設等	病院、有床医科診療所			200千円	病床数(休床除く)×10千円	
	無床医科診療所、歯科診療所			200千円	-	
	薬局、助産所、施術所			100千円	-	
高齢者施設等	入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅以外	-	定員×10千円
			定員30人以上	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	-	定員×7千円
		定員29人以下	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅以外	300千円	-	
		定員29人以下	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	200千円	-	
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護		200千円	-	
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与		100千円	-	
障害児者施設等	入所系	障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、短期入所	定員30人以上	-	定員×10千円	
			定員29人以下	300千円	-	
	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、児童発達支援(センター)、放課後等デイサービス		200千円	-	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援		100千円	-		
保護施設	入所系	救護施設	定員30人以上	-	定員×10千円	
児童入所施設等	児童養護施設等	児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、乳児院	定員30人以上	-	定員×10千円	
			定員29人以下	300千円	-	
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)等	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		100千円	-	
	里親			50千円	-	
保育施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭の保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、病児保育事業所	定員20人以上	-	定員×2.5千円		
		定員19人以下	50千円	-		
公衆浴場	一般公衆浴場			200千円	-	